

新型コロナウイルスの影響により占用料等の納付が困難な方へ！

占用料等の徴収猶予「特例制度」のご案内

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係わる収入に相当の減少があった方は、納期限から最長1年間占用料等の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

☆ 対象となる方

以下①②のいずれも満たす占用者（個人・法人）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係わる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

☆ 対象となる占用料等

納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの以下の占用料等が対象となります。

① 道路関係

道路占用料

② 河川・海岸関係

流水占用料、土地占用料、土石採取料その他河川産出物採取料、海岸占用料、土砂採取料

③ 港湾・漁港関係

港湾施設使用料・占用料、入港料、漁港施設使用料・利用料・占用料、海岸占用料、水域又は公共空地に係わる占用料、土砂採取料・土石採取料

☆ 申請手続

原則令和2年6月30日または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

やむを得ない理由がある場合、6月30日以降の申請も可。

申請書は裏面になります。

☆ 提出先

静岡土木事務所（〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20）

電話番号 054-286-9307

年 月 日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和 年度占用料等徴収猶予申請書

静岡県知事 様

(占用者)

住所

氏名

電話番号

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期限までに令和 年度占用料等の納付が困難なため、占用料等の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

占用料等の種別	
許可日	
許可番号	
納付すべき 占用料等の額	円
徴収猶予を受けようとする 占用料等の額	円
納付期限までに納付することができない 事情の詳細	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで ※納期限から最長1年間

※当該猶予が認められた場合は、猶予期間中の延滞金は全額免除されます。
しかし、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付されない場合は、延滞金が発生しますのでご注意ください。

※令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業等に係わる収入が20%以上減少したことを確認できる書類を添付してください。（売上帳、現金出納帳、給与明細書、預貯金通帳の写しなど）